

新潟県条例第78号

新潟県認定こども園の要件等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県認定こども園の要件等に関する条例（平成18年新潟県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号及び号の細目の表示に下線が引かれた別表の号及び号の細目（以下「追加別表号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号及び号の細目の表示並びに追加別表号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 施設設備</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) <u>認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次のアからオまでに掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</u></p> <p>ア <u>子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。</u></p> <p>イ <u>当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</u></p> <p>ウ <u>受託業者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</u></p> <p>エ <u>子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</u></p> <p>オ <u>食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努</u></p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 施設設備</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) <u>認定こども園においては、当該認定こども園に設けられた調理室で調理された食事を提供しなければならない。ただし、認定こども園に設けられた調理室以外の調理室であって次に掲げるすべての要件を満たすものがある場合にあっては、当該調理室で調理された食事を提供することができる。</u></p> <p>ア <u>食事を提供する認定こども園と同一の敷地内又は隣接する敷地内にあること。</u></p> <p>イ <u>食事を提供する認定こども園の設置者により設けられたものであること。</u></p>

<p>めること。</p> <p>(8) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 管理運営等</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>認定子ども園は、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。</u></p> <p>備考 (略)</p>	<p>(8) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 管理運営等</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>備考 (略)</p>
--	--

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。